



阿部 一男 議員
(平和環境市民クラブ)

特定秘密保護法への見解は 運用には国民の理解が必要

Q 国会で強行採決の結果、賛成多数で可決された特定秘密保護法は、特定の情報を政府が一方的に秘密指定できる。国民の知る権利や表現・言論・報道の自由を著しく制限するこの法律について見解を伺う。

A **【総務部長】** 法案は先般国会両院で可決され、現在は法施行に向けて手続きがなされているものと報じられている。今後、政府においては国民に十分に周知をし、理解を得ながら運用すべきものと考えている。

TPP反対の行動

Q TPPは関税ゼロにより日本の米、酪農、砂糖など農産物生産が不可能になるだけでなく、国民健康保険の崩壊、医療費の高騰、自治体の地域政策が後退する。市長は反対をし、国がTPP交渉から脱退するよう行動すべきであると思うがどうか伺う。



TPPにより影響される地域の農業

A **【市長】** TPP交渉参加の時点で、守秘義務契約を理由に政府は一切交渉内容を公表しておらず、議論が尽くされていない状況は残念だ。TPPは国民生活の広範囲にわたり大きな影響を及ぼすものであり、国益を



小原 雅道 議員
(花巻クラブ)

市営牧野の来年の開牧見通しは 早期の開牧が期待される

Q 東日本大震災による原発事故の影響から、牧草の安全確認の検査を開牧前に実施している。検査に日数を要し、宇瀬水・五輪の両牧野の開牧が毎年遅れ、畜産農家の経営を圧迫している。平成26年度の開牧日の見通しはどうか伺う。

A **【農林水産部長】** 岩手県では、除染が必要となった草地を除き、モニタリング調査の結果がすべて許容値以下であったことから、生体推定検査の精度が高いことから、最終的には国と県の協議によるが、平成26年度産牧草のモニタリング調査は実施しない見込みと聞いており、平成26年度は早期開牧が可能になるものと期待している。

業務委託入札改善を

Q 低入札防止や不正防止などの効果を出すための網がかかっているのは、建設業法の適用を受ける建設や土木工事、管工事等に限定されている。物品の入札や業務委託入札にも同様のルールを適用してはどうか伺う。

A **【佐々木副市長、生活福祉部長】** 本市の発注の基本的な考え方は



畜産振興に欠かせない公共牧野

は、まず市内の業者優先ということでは、登録制度をとっている。これについては、工事業務委託等も同じである。ただし、工事の場合は、一抜け方式(※)をとっているが、業務委託等では反映されていない状況にある。来年度から一定額以上の物品購入や業務委託発注は、工事の場合の入札と同様な扱いとして契約担当課が一抜け方式あるいは最低制限価格制度を導入し、集中管理する体制づくりを検討している。

市政「なにが聞きたい」
いっぱい質問



大原 健 議員
(花巻クラブ)

ご当地ナンバーの導入は 県内外の先例を参考に検討

Q 原動機付き自転車などのナンバープレートは、市町村の条例に基づく地方税課税のための標識であり、その形状や図柄は自治体だけで自由に決めることができる。ご当地プレートは、ささいなことではあるが、地方主権を試す第一歩と思う。プレートをどのような形状や図柄にするかについては、市民の皆さんのアイデアがあり、つくられたプレートが多くの市民に親しまれ、皆で決めたデザインがさまざまな物にたちを変えて広げれば、市民の誇りを映した未来のまちの勲章になるのではないかと思うが見解を伺いたい。

A **【市長】** 市町村が発行できるナンバーは、排気量125cc以下の原動機付き自転車、農耕用の特殊自動車などである。普通車、軽自動車などと異なり移動範囲が狭く、かつ、標識サイズも小さいこと、また、登録台数も年々減少している状況にあることから、採用時に一時的な宣伝にはなると思われるが、年々縮小していき効果の持続が難しいことが問題ではないかと思っている。また、ナンバーの在庫もたくさんあったということもあり、これまで導入を見合わせてきている状況で



既に導入されている「ご当地ナンバー」(平泉町)

ある。ナンバー標識は、あくまでも車両の所有者に対する課税のためのものであり、徴税費は最低限に抑えるという考えでもあることから、導入を見合わせる対応としていた。しかし、県内外にもいろいろの例があり、ご当地ナンバーもひとつの考え方としては検討していくことも考えたいが、もう少し時間をいただきたい。



増子 義久 議員
(花巻クラブ)

秘書用務について 職務執行に集中できる環境づくり

Q 秘書の主な業務内容について伺う。また、市長が議場に入る際、この行為も秘書の業務のひとつに位置づけられているのか。

A **【市長】** 議場に入場する際、慣行として議会事務局職員により議場扉の開閉行為が行われていた。これは、車いすの議員の開閉行為を手伝ったのが慣例化したようだが、必要であれば、ドアにストッパーをはさめば済むことではないのか。五体満足でありながら、議員という特権意識にあぐらをかいてはいないか。私には理解ができなかった。しかし、その後、議会では協議が行われ、議長長の判断により議員側のドアマンの配置は廃止された。しかし、市長側の秘書によるドアの開閉行為は現在も続けられている。

Q 「神は細部に宿る」とか「真実は細部に宿る」という言葉がある。時として、大所高所の政策議論よりも、ふとした所作の中に政治姿勢を読み解くヒントが隠されていることがある。秘書によるドアマンの継続について、その経緯や必要性是非について伺う。

A **【市長、政策推進部長】** 秘書は、市長および副市長の市政執



議員や当局職員が入場する議場入口

行に当たり、限られた時間を有効に活用できるように、必要な時間や情報の管理、また、出席依頼のある行事や会議に関する日程調整や連絡などを行っており、用務に専念・集中できるように環境を整えることも、業務のひとつである。議場扉の開閉については、秘書の用務として明確に位置づけているものではないが、社会人として、自然な対応と考える。

* 一抜け方式とは、同種の案件が複数ある場合に、1者が落札できる案件を1件とする入札方法です。これにより通常の方式よりも多くの業者等が工事等を受注することが出来ます。